

能代市一般廃棄物処理基本計画
し尿及び生活雑排水処理編

平成21年7月
能 代 市

1. し尿及び生活雑排水処理に係る理念・目標について

すべての生物は、さわやかな大気、清らかな水、緑豊かな土地など自然がもたらす恵みのなかで互いに調和し、生命を育んでいます。近年の人間の営みは、この調和のとれた地球環境に様々な影響を及ぼしています。

わたしたちは、毎日の生活が、環境に影響を与えていることを認識し、行動しなければなりません。

水は、自然界において、降水、浸透、貯溜、流下、流入、蒸発等により循環し、その過程で、汚濁物質を浄化しているが、社会経済活動を通じて様々な形態で、循環利用され、利用の各段階で、水環境への負荷が発生しています。

このため、生活排水等を適正に処理することは、快適な生活環境を確保するとともに、河川などの水環境を保全するために重要であり、市民、事業者、行政は、環境とのかかわりについて理解と認識を深め、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備に取り組み、地域環境の保全に努めなければなりません。

2. し尿及び生活雑排水処理の基本方針について

公共下水道、農業集落排水や合併処理浄化槽といった生活排水処理施設整備については、基本的に平成 21 年 3 月に見直し、策定された「能代市生活排水処理整備構想」に基づき、“効率的且つ効果的な整備”を推進していきます。

3. し尿及び生活雑排水処理人口の推移について

し尿及び生活雑排水処理人口の推移については、「能代市生活排水処理整備構想」に基づき、次の表のとおりとします。

処 理 人 口	H20 まで	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公 共 下 水 道	23,896	23,944	24,240	24,651	25,054	25,451	25,844	26,250	26,796	27,334	27,663
農 業 集 落 排 水	266	261	256	251	246	241	804	786	768	1,129	1,290
合併処理浄化槽	5,602	5,771	5,926	6,070	6,288	6,491	6,678	6,849	7,003	7,139	7,279
集合区域内浄化槽	5,886	6,098	6,255	6,357	6,458	6,560	6,558	6,517	6,418	6,202	6,046
汚水処理人口計	35,650	36,074	36,677	37,329	38,046	38,743	39,884	40,402	40,985	41,804	42,278
普及率 (%)	57.7	59.0	60.6	62.4	64.3	66.3	69.0	70.8	72.7	75.0	77.1

4. 基本目標について

汚水処理人口の目標については、「能代市生活排水処理整備構想」に基づき、次のとおりとします。なお、計画の期間については、平成 30 年度までとします。

事業種別	H30 末	
	処理人口 (人)	普及率
公共下水道	27,663	71.1%
農業集落排水	1,290	100.0%
合併処理浄化槽	7,279	49.8%
集合区域内浄化槽人口	6,046	—
計	42,278	77.1%

5. 目標達成に向けて

(1) 生活排水処理施設整備等に関する事業計画の基本的方向

【能代地域】

① 下水道事業

全体計画に基づき整備を進めます。

全体計画面積	1,761ha
整備終了予定	平成 56 年度

② 農業集落排水事業

集合処理・個別処理の経済比較検討で、全 22 地区の経済比較を行った結果、農業集落排水事業で実施した場合の最低加入割合を 90%と設定し、「鳥形地区」、「須田・竹生地区」及び「町辺・苅橋・魔面地区」の 3 地区が集合処理として整備した方が優位であるという結果になりました。平成 21 年度中に地区住民の意向調査を実施した上で、事業実施の可否を決定します。なお、所定の同意が得られない場合は合併処理浄化槽の恒久地域となります。

③ 合併処理浄化槽設置事業

下水道事業全体計画区域のうち認可区域外、農業集落排水事業選定区域のうち事業決定区域外を「暫定区域」とし、それ以外の全区域は「恒久区域」となります。

恒久区域は平成 24 年度から市町村設置型に移行する予定です。

【二ツ井地域】

経済判定による集合処理・個別処理の検討では、4地区で集合処理が有利となりましたが、すでに全域が合併処理浄化槽による整備が進んでおり、今後、集合処理で整備を進めることは難しいことから、今後も地域全体を合併処理浄化槽（市町村設置型）により整備を進めます。

(2) 生活排水処理施設整備手法

生活排水等を処理するための施設整備は、相当な期間や費用を必要としますので、市民生活においては、早期実現が望まれる事業であり、国等への働きかけ等積極的に生活排水処理施設整備事業の推進を図ることにします。

生活排水処理施設整備手法別比較につきましては、表－1 に掲げました。

(3) 水洗トイレ改造融資あっせん制度

汲み取りトイレを水洗化する場合、浄化槽を廃止して下水道等に接続する場合の資金については、融資の上限額が100万円で返済回数が50回以内の融資あっせん制度を利用できます。利子は次により市が全額負担します。

① 下水道を使用できることとなった日から3年以内に水洗化工事をする方

② 農業集落排水を使用できることとなった日から3年以内に水洗化工事をする方

③ 合併処理浄化槽で水洗化工事をする方

表一1 生活排水処理施設整備手法別比較

区分	下水道	農業集落排水	合併浄化槽			
			能代地域		恒久区域	二ツ井地域
			暫定区域	個人設置型		
対象地域	認可区域内	浜浅内地区（供用済） 鳥形地区 須田・竹生地区 町辺・荻橋・魔面地区	個人設置型		市町村設置型（H24～）	市町村設置型
			下水道事業全体計画区域内（認可区域を除く）及び 農集選定区域から 事業決定区域を除く区域	下水道事業全体計画区域、 農集選定区域及び 決定区域を除く区域		二ツ井地域全域
個人負担金 または 市補助金	宅地の面積による 480円／m ² 176,000円 （5ヶ年平均） ※1	浜浅内 40万円／戸 今後事業決定した地区 下水道の負担金平均額 と同額 176,000円／戸（予定）	補助金制度 ※3 H26までは国基準額に 上乗せした額 （恒久の上乗せ額の1/2程度） 5人槽392,000円（40,000円） 7人槽501,000円（60,000円）	補助金制度 ※3 H23までは国基準額に 上乗せした額 5人槽439,000円（87,000円） 7人槽568,000円（127,000円）	下水道の負担金 平均額と同額（予定） 176,000円／戸（予定）	現行 設置工事費の1/10 H22～ 国標準事業費の 1/10 ※4 H27～ 下水道の負担金 平均額と同額 （176,000円予定）
維持管理	市	市	個人	個人	市	市
使用料 ※2	約2,700円／月 （4人世帯20m ³ ）	約3,900円／月 （4人世帯20m ³ ）	自己負担額 5人槽 約3,000円／月 7人槽 約3,300円／月	自己負担額 5人槽 約3,000円／月 7人槽 約3,300円／月	H23年度までに決定	5人槽 約2,310円／月 7人槽 約3,150円／月

※1 受益者負担金の額は平成15～19年度までの平均額です。平均額は5年毎に見直しをします。

※2 下水道、農業集落排水、市町村設置型合併処理浄化槽の使用料は平成21年3月現在の料金です。

※3 個人設置型管理に伴う使用料（個人設置型浄化槽を除く）は平成24年度から下水道の標準世帯との整合性を図ります。

※4 個人設置型の平成20年度の国基準額（5人槽352,000円 7人槽441,000円）

※5 市町村設置型の平成20年度の国標準事業費（5人槽882,000円 7人槽1,104,000円）